

ID: 1

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	土地への立入等の許可		
法令名 根拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項		
法令番号	昭和41年法律第126号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条第1項から第3項までの規定による。 (測量、実地調査及び簿書の閲覧等)</p> <p>第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	海岸保全区域の占用の許可		
法令名 根拠条項	海岸法 第7条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (海岸保全区域の占用)</p> <p>第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限</p> <p>1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共用財産たる国有海浜地について行うものであるので、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期せられたいこと。</p> <p>2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することとは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。</p> <p>3 占用の許可の際には、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、原状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占用が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。なお、右の条件を附するに当つては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのないよう十分配慮され遺憾のないように期せられたいこと。</p>		
標準処理期間	おおむね3週間(通知による目安)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	海岸保全区域内の行為の許可		
法令名 根拠条項	海岸法 第8条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (海岸保全区域における行為の制限)</p> <p>第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。 (3) 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>4 海岸保全区域における制限行為は、法第8条第1項各号に掲げるとおりであるが、これらに該当する行為のうち、令第3条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従って措置されたいこと。</p> <p>(1) 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となつている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従つて、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。 (2) 令第3条第9号、第12号及び第13号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとする。</p>		
標準処理期間	おおむね3週間(通知による目安)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認		
法令名 根拠条項	海岸法 第13条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。 (海岸管理者以外の者の施行する工事)</p> <p>第13条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。</p> <p>2 第10条第2項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>第6 海岸保全施設の保全</p> <p>(1) 法第13条の規定に基き、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、承認し、又は協議しようとするときは、法第14条に規定する築造の基準に基いて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他の法律に基く事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。</p> <p>(2) 公衆電気通信法第101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。</p>		
標準処理期間	おおむね1箇月(通知による目安)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第20条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第20条の規定による。 (河川管理者以外の者の施行する工事等)</p> <p>第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>政令第12条 (河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの)</p> <p>第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>1 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができる。</p> <p>ア 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。</p> <p>イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。</p> <p>ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p>		
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 6

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	流水占用の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第23条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条の規定による。 (流水の占用の許可)</p> <p>第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>2 第23条(流水の占用の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川の流水の占用並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。</p> <p>イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。</p> <p>ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。</p> <p>エ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く。)</p>			
標準処理期間	新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	土地占用の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第24条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の規定による。 (土地の占用の許可)</p> <p>第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>3 第24条(土地の占用の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては 「河川敷地占用許可準則 (平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で」 許可することができる。</p>			
標準処理期間	新規18日・更新7日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	土石等の採取の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第25条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条の規定による。 (土石等の採取の許可)</p> <p>第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>4 第25条(土石等の採取の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。</p> <p>イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>ウ 砂利等の採取については 「砂利等採取許可準則」 (昭和41年6月1日付け建設事務次官通達)を基準とすること。</p> <p>エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	工作物の新築等の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第26条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】			
<p>法第26条第1項の規定による。 (工作物の新築等の許可)</p> <p>第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>5 第26条第1項(工作物の新築等の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。</p> <p>(ア)工作物の一般的な技術基準「河川管理施設等構造令」(平成12年6月7日政令第312号)</p> <p>(イ)工作物の設置基準「工作物設置許可基準」(平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達)</p> <p>イ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。</p> <p>ウ 河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。</p> <p>エ 工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>			
標準処理期間	10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	土地の掘削等の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第27条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条第1項の規定による。 (土地の掘削等の許可)</p> <p>第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>6 第27条第1項(土地の掘削等の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。</p> <p>イ 土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>			
標準処理期間	10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	竹木の流送の許可等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第28条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第28条の規定による。 (竹木の流送等の禁止、制限又は許可)</p> <p>第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第29条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第29条第1項の規定による。</p> <p>(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)</p> <p>第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合</p> <p>(ア)人体や生物に有害でないこと。</p> <p>(イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。</p> <p>イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合</p> <p>(ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。</p> <p>(イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。</p>			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第29条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第29条第2項の規定による。 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)</p> <p>第29条</p> <p>2 2級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。</p> <p>ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合</p> <p>(ア)人体や生物に有害でないこと。 (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。</p> <p>イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合</p> <p>(ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。 (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。</p>		
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	許可工作物の完成検査		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第30条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第30条第1項の規定による。 (許可工作物の使用制限)</p> <p>第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>9 第30条第1項(許可工作物の完成検査)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項のダムについては 「ダム検査規程 (昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。</p>		
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	許可工作物の完成前の使用の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第30条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第30条第2項の規定による。 (許可工作物の使用制限)</p> <p>第30条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>10 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。</p> <p>ア 使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、検査に合格したものであること。</p> <p>イ 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>ウ 一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>		
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	権利譲渡の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第34条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第1項の規定による。 (権利の譲渡)</p> <p>第34条 第23条から第25条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。</p> <p>2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>11 第34条第1項(権利の譲渡の承認)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。</p> <p>ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>			
標準処理期間	6日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第43条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第43条第1項の規定による。 (流水の貯留又は取水の制限)</p> <p>第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	ダム操作規程の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条第1項及び第2項の規定による。 (ダムの操作規程)</p> <p>第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第53条の2第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第53条の2第1項の規定による。 (渇水時における水利使用の特例)</p> <p>第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>河川法の一部を改正する法律等の運用について (平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河治発第2号・建設省河開発第5号)による。</p> <p>2) 水利使用の特例の承認について</p> <p>河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。</p> <p>イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。</p> <p>ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。</p> <p>ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。</p> <p>ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。</p>		
標準処理期間	審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川保全区域内の行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第55条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第55条第1項の規定による。 (河川保全区域における行為の制限)</p> <p>第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為</p> <p>(2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>12 第55条第1項(河川保全区域における行為の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川予定地内の行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第57条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条第1項の規定による。 (河川予定地における行為の制限)</p> <p>第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>13 第57条第1項(河川予定地における行為の許可) (1)審査基準 河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 教育委員会 教育総務課 総務係

処分の概要	小学校又は中学校の変更		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第8条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【基準】	<p>政令第8条の規定による。</p> <p>第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p> <p>「就学指定校変更許可基準」による。</p>		
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会 教育総務課 総務係

処分の概要	区域外就学等		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第9条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【基準】	<p>政令第9条第1項の規定による。 (区域外就学等)</p> <p>第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>「区域外就学許可基準」による。</p>		
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	造成工場敷地の譲受人の選考の決定		
法令名 根拠条項	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 第32条		
法令番号	昭和39年法律第145号		
【基準】	<p>法第32条の規定による。 (造成工場敷地の譲受人の選考)</p> <p>第32条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	製造工場等の工事概要等に関する計画の承認		
法令名 根拠条項	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 第33条第1項		
法令番号	昭和39年法律第145号		
【基準】	<p>法第33条第1項の規定による。 (製造工場等の建設)</p> <p>第33条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	造成工場敷地に係る権利の設定・移転の承認		
法令名 根拠条項	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 第34条第1項		
法令番号	昭和39年法律第145号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (造成工場敷地に関する権利の処分の制限)</p> <p>第34条 第26条第2項の公告の日の翌日から起算して10年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合</p> <p>(2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合</p> <p>(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	事業の転換に関する計画の認定
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 第7条 第1項
法令番号	昭和50年法律第31号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定)</p> <p>第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等)</p> <p>第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項</p> <p>2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。</p> <p>省令第6条の規定 (転換計画の認定の申請)</p> <p>第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款 (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	事業転換計画の変更の認定
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第3項
法令番号	昭和50年厚生省令第37号

【基準】

法第7条第1項の「事業の転換に関する計画の認定」に準ずる。

法第7条の規定による。

(事業の転換に関する計画の認定)

第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。

省令第5条第1項及び第2項の規定

(転換計画の認定等)

第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業の転換の内容
- (2) 事業の転換の実施時期
- (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項
- (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- (5) その他事業の転換に関し重要な事項

2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。
- (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。
- (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。

省令第6条の規定

(転換計画の認定の申請)

第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款
- (2) 当該事業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第10条第1項ただし書の規定による。 (排水設備の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p>		
標準処理期間	10日		
備考	現時点で取扱い実績なし。		
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第16条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	不明		
備考	取扱い実績がないため。		
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第24条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第24条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	不明		
備考	下水道区域内に町が管理する排水施設が存在しない。		
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の10第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第25条の10第1項において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	不明		
備考	取扱い実績なし。		
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	雨水流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の10第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第25条の10第2項において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	都市下水路への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第29条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第29条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第29条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第31条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第31条の規定において準用する法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等)</p> <p>第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可		
法令名 根拠条項	港湾法 第37条第1項		
法令番号	昭和25年法律第218号		
【基準】	<p>法第37条第1項及び第2項の規定による。 (港湾区域内の工事等の許可)</p> <p>第37条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用</p> <p>(2) 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取</p> <p>(3) 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良(第1号の占用を伴うものを除く。)</p> <p>(4) 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為</p> <p>2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をすることはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は同項第4号の行為の許可をすることはならない。</p>		
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	被保険者証の交付
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第2項
法令番号	昭和33年法律第192号
<p>【基準】</p> <p>法第5条から第7条までの規定による。 (被保険者)</p> <p>第5条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。 (適用除外)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。</p> <p>(6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者</p> <p>(7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者</p> <p>(9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者</p> <p>(10) 国民健康保険組合の被保険者</p> <p>(11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期)</p> <p>第7条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。</p>	
標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第54条第1項の規定による。 (療養費)</p> <p>第54条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特別療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第54条の3第1項の規定による。 (特別療養費)</p> <p>第54条の3 保険者は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	移送費の支給
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条の4第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
<p>【基準】</p> <p>法第54条の4の規定による。 (移送費)</p> <p>第54条の4 保険者は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>省令第27条の10及び第27条の11の規定による。 (移送費の支給要件)</p> <p>第27条の10 保険者は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。</p> <p>(1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であつたこと。 (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。</p> <p>(移送費の支給申請)</p> <p>第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 移送を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日 (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日 (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所 (5) 移送に要した費用の額 (6) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(平成6.9.9保険発第114号)参照</p>	
標準処理期間	90日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特別療養給付の支給
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第55条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第55条の規定による。

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

第55条 被保険者が第6条第7号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第25項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該保険者から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

(1) 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。

(2) その者が、第6条第1号から第6号まで、第8号、第9号又は第11号のいずれかに該当するに至つたとき。

(3) その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

(4) 被保険者の資格を喪失した日から起算して6箇月を経過したとき。

3 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該

疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

- 4 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	高額療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第57条の2第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第57条の2第1項の規定による。 (高額療養費)</p> <p>第57条の2 保険者は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第1項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p>		
標準処理期間	90日		
備考	レセプトが2ヶ月後にしか来ない。		
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の3第1項から第4項までの規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による保険者の認定(第27条の14の2及び第27条の14の4に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した標準負担額減額認定申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間 (3) 令第29条の3第1項第3号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「減額認定世帯員」という。)のすべてが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者である旨 (4) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は、様式第1号の6による標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>3 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、減額認定証を保険者に返還しなければならない。</p> <p>(1) 減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。 (2) 減額認定証の有効期限に至つたとき。</p> <p>4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、減額認定証の検認及び更新について準用する。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	食事療養標準負担額減額の特例		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の5第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の5の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に関する特例)</p> <p>第26条の5 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 食事療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日 (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額 (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間 (5) 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつた理由 (6) 被保険者証の記号番号</p> <p>3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特定疾病の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第8項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】	<p>政令第29条の2第8項の規定による。 (高額療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の2</p> <p>8 被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>省令第27条の13第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病に係る保険者の認定)</p> <p>第27条の13 令第29条の2第8項の規定による保険者の認定(以下本条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	児童手当の受給資格、額の認定
法令名称 根拠条項	児童手当法 第7条第1項及び第2項
法令番号	昭和46年法律第73号

【基準】

法第4条及び第5条の規定による。

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)

ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)

(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	児童手当の増額改定		
法令名 根拠条項	児童手当法 第9条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の規定による。 (児童手当の額の改定)</p> <p>第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	市民農園の開設の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第1項		
法令番号	平成2年法律第44号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>(2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。</p> <p>(3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。</p> <p>(4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準)</p> <p>第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p> <p>市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項		
法令番号	平成2年法律第44号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条第1項(市民農園の開設の認定)と同様に法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>(2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。</p> <p>(3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。</p> <p>(4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準)</p> <p>第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p> <p>市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	学校施設利用の許可		
法令名 根拠条項	社会教育法 第45条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【基準】	<p>法第45条の規定による。 (学校施設利用の許可)</p> <p>第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 建設課 土木係

処分の概要	特殊車両の通行認定		
法令名 根拠条項	車両制限令 第12条		
法令番号	昭和36年政令第265号		
<p>【基準】</p> <p>政令第12条の規定による。 (特殊な車両の特例)</p> <p>第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農用地の保全等に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	集落地域整備法 第8条第1項		
法令番号	昭和62年法律第63号		
【基準】	<p>法第9条第1項の規定による。 (協定の認定等)</p> <p>第9条 市町村長は、前条第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (3) 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	浄化槽清掃業の許可
法令名 根拠条項	浄化槽法 第35条
法令番号	昭和58年法律第43号
<p>【基準】</p> <p>法第36条の規定による。 (許可の基準)</p> <p>第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 公平委員会

処分の概要	職員団体等の規約の認証		
法令名 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第5条		
法令番号	昭和53年法律第80号		
【基準】	<p>法第5条の規定による。 (認証)</p> <p>第5条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 目的及び業務</p> <p>ハ 主たる事務所の所在地</p> <p>ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項</p> <p>ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項</p> <p>ヘ 理事その他の役員に関する事項</p> <p>ト 業務執行、会議及び投票に関する事項</p> <p>チ 経費及び会計に関する事項</p> <p>リ 規約の変更に関する事項</p> <p>ヌ 解散に関する事項</p> <p>(2) 規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。</p> <p>(3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることとされていること。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	測量標識移転の承認		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第34条の2第2項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
【基準】	<p>法第34条の2の規定による。 (測量のための標識の設置)</p> <p>第34条の2 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	現施行中事業地内での事業実施の同意		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第36条第1項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
【基準】	<p>法第36条第1項の規定による。 (新住宅市街地開発事業の引継ぎ)</p> <p>第36条 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。</p> <p>2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。</p> <p>3 前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務(その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>4 第2項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	特用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第8号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第8号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	自家用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第9号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第9号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	施業実施協定の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の9第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11の9第1項及び第10条の11の12第1項の規定による。 (施業実施協定)</p> <p>第10条の11の9 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の12 市町村の長は、第10条の11の9第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の13第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>準用する法第10条の11の9第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11の9第1項及び第10条の11の12第1項の規定による。</p> <p>(施業実施協定)</p> <p>第10条の11の9 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。</p> <p>(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の12 市町村の長は、第10条の11の9第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	施業実施協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の15第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11の15第1項の規定による。 (施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の15 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11の9第1項若しくは第2項又は第10条の11の13第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	森林経営計画の認定
法令名 根拠条項	森林法 第11条第5項
法令番号	昭和26年法律第249号
<p>【基準】</p> <p>法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>	
標準処理期間	20日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	森林経営計画の変更認定		
法令名 根拠条項	森林法 第12条第2項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第11条第5項(森林経営計画の認定)と同様に法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	火入れの許可		
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第21条第1項及び第2項の規定による。 (火入れ)</p> <p>第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p> <p>「与謝野町火入れに関する条例(平成18年3月1日第164号)」による。 「与謝野町火入れに関する内規」による。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第49条第1項の規定による。 (立入調査等)</p> <p>第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第49条第6項の規定による。 (立入調査等)</p> <p>第49条</p> <p>6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 総務課 消防安全係

処分の概要	船難報告書の認証		
法令名 根拠条項	水難救護法 第10条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第10条第2項の規定による。</p> <p>第10条 船長ハ遭難後遅滞ナク船難報告書ヲ作り市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノミヲ限り航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニアラス</p> <p>② 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ</p> <p>③ 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ為スコトヲ得</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 総務課 消防安全係

処分の概要	救護費用支給の申立に係る費用の決定		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第1項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第15条第1項の規定による。</p> <p>第15条 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム</p> <p>② 市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ</p> <p>③ 遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之ヲ為スヘシ</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 総務課 消防安全係

処分の概要	売却、抵当及び質入れの為の認可		
法令名 根拠条項	水難救護法 第16条第4項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【基準】	<p>法第16条第4項の規定による。</p> <p>第16条第4項</p> <p>④ 市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第8条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
【基準】	<p>法第8条第1項及び第2項の規定による。 (生産緑地地区内における行為の制限)</p> <p>第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 (3) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 (2) 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 (3) 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 (4) 農林漁業に従事する者の休憩施設 (5) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可		
法令名 根拠条項	宅地造成等規制法 第5条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
【基準】	<p>法第5条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 公平委員会

処分の概要	職員団体の登録
法令名 根拠条項	地方公務員法 第53条第5項
法令番号	昭和25年法律第261号

【基準】

法第53条第2項から第5項までの規定による。その他条例の定めによる。

(職員団体の登録)

第53条

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的及び業務
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- (5) 理事その他の役員に関する規定
- (6) 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- (7) 経費及び会計に関する規定
- (8) 他の職員団体との連合に関する規定
- (9) 規約の変更に関する規定
- (10) 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	行政財産の使用許可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第7項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第238条の4第7項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	地縁による団体の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	地縁による団体の告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の2第12項の規定による。</p> <p>12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の3の規定による。</p> <p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の31の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第91条第2項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 監査委員

処分の概要	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第99条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第100条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第107条第3項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第110条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第113条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条の2		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第120条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第116条の2において準用する政令第107条第3項の規定による。</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第121条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】	<p>準用する政令第91条第2項の規定による。</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 税務課 住民税係

処分の概要	臨時運行の許可		
法令名 根拠条項	道路運送車両法 第34条第2項		
法令番号	昭和26年法律第185号		
【基準】	<p>法第34条及び第35条の規定による。 (臨時運行の許可)</p> <p>第34条 臨時運行の許可を受けた自動車、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。</p> <p>2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。 (許可基準等)</p> <p>第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。</p> <p>5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第2項の有効期間を記載しなければならない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第2項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認		
法令名 根拠条項	道路法 第24条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第24条の規定による。 (道路管理者以外の者の行う工事)</p> <p>第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項又は第19条から第22条の2までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>政令第3条 (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)</p> <p>第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。</p> <p>道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	道路の占用の許可
法令名 根拠条項	道路法 第32条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- (1) 道路の占有(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占有の期間
 - (3) 道路の占有の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占有が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその

合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (2) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間	30日(公共工事の検査が完了届受理後2週間なので。)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法令名 根拠条項	道路法 第32条第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所
- (4) 工作物、物件又は施設の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)

に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (2) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	特殊車両の通行許可		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の2第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第47条の2第1項の規定による。</p> <p>第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。</p> <p>車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号) 特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交発第97号)参照</p>		
標準処理期間	1530日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	自動車専用道路との連結の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の5第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の5第1項及び第2項の規定による。 (連結許可等)</p> <p>第48条の5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。</p> <p>2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。</p> <p>(2) 前条第2号から第4号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。</p> <p>自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和39年10月13日建設省道発第407号)参照</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	自動車専用道路との連結の変更許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の5第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の5第3項の規定による。 (連結許可等)</p> <p>第48条の5</p> <p>3 連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第91条第1項の規定による。 (道路予定区域)</p> <p>第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。</p> <p>道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

準用する法第32条第1項及び第3項と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所
- (4) 工作物、物件又は施設の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)

に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (2) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農業経営の改善及び安定のための計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第5条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】	<p>法第5条の規定による。 (農業経営の改善及び安定のための計画の認定)</p> <p>第5条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第7条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)</p> <p>第7条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>省令第5条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準)</p> <p>第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 農業委員会 農業振興対策係

処分の概要	特定農地貸付けに関する承認		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項		
法令番号	平成元年法律第58号		
【基準】	<p>法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法</p> <p>(3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件</p> <p>(4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
標準処理期間	28日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 農業委員会 農業振興対策係

処分の概要	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項		
法令番号	平成元年政令第258号		
【基準】	<p>準用する法第3条第3項と同様に法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法</p> <p>(3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件</p> <p>(4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
標準処理期間	28日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】	<p>法第12条の規定による。 (建設に要する費用の補助)</p> <p>第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (家賃の減額に要する費用の補助)</p> <p>第15条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合には、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市公園の占用許可		
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市公園の占用許可の変更		
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第3項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第6条第1項の許可の基準と同様に法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>準用する法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>準用する法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	施行地区内の権利の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第70条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第70条第1項から第3項までの規定による。 (権利変換手続開始の登記)</p> <p>第70条 施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	建築計画変更の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の7		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第99条の7の規定による。 (建築計画の変更)</p> <p>第99条の7 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	債務の弁済に関する計画の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第117条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第117条第3項の規定による。 (事業代行終了の公告等)</p> <p>第117条 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれなくなつたとき、又は第101条第1項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。</p> <p>3 個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	施行地区内の土地等の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第118条の3の規定による。 (譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)</p> <p>第118条の3 譲受け希望の申出をした者(前条第4項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>3 前2項の規定は、土地収用法第45条の2に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	譲受け希望の申出等の撤回の同意		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第118条の5の規定による。 (譲受け希望の申出等の撤回)</p> <p>第118条の5 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第118条の2第1項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第6項において準用する同条第1項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。</p> <p>3 第118条の2第8項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。</p> <p>4 第118条の2第2項又は第3項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑化率適用除外の許可①
法令名 根拠条項	都市緑地法 第35条第3項第1号
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第35条第3項第1号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑化率適用除外の許可②
法令名 根拠条項	都市緑地法 第35条第3項第2号
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第35条第3項第2号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 298

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑化率適用除外の許可③
法令名 根拠条項	都市緑地法 第35条第3項第3号
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第35条第3項第3号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(3) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑化施設工事の認定
法令名 根拠条項	都市緑地法 第43条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第43条第1項の規定による。

(緑化施設の工事の認定)

第43条 第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)

⑤ 緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定

法第43条第1項に基づく緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが出来ない場合、市町村長が認定することにより、当該緑化施設に関する工事が完了していないことを除き建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けることができることとするものである。

市町村長が認定する場合として、例えば積雪寒冷地において厳冬期に建築物が完成する場合等気温等が原因で建築物の工事の完了の日までに緑化工事が完了できない場合などが考えられる。市町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了できない事情が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければならないこととされていることを踏まえ、緑化工事が完了した際に市町村長に通知し、その検査をうけることとすることが望ましい。

この認定に際しては、都市緑地法施行規則第10条により、同規則に定める申請書に付近見取り図及び配置図並びに確認済証の写しを添えて、市町村に提出することとされているが、この場合の配置図として、以下の書面を添付させること等により円滑な運用を図ることが望ましい。

i 平面図

ii 同規則第9条第1号の緑化施設を設置して壁面緑化を行う場合 合にあっては当該施設を整備する建築物の部分の立・断面図

iii 緑化施設の面積の算出根拠を示す書面(求積図、面積算出 表等。 i 及び ii の図面に記入することも可能)

市町村長が認定を行った際に交付する認定書については、完了検査の申請の添付図書とされており、当該認定書をもとに建築主事等が検査を行うことから、十分かつ必要最低限の図書とすべきであることを踏まえ、市町村長は、認定書に申請書及びその添付図書(緑化施設的面積の算出根拠を示す書面を除く。以下「認定書の様式等」という。)の写しを付すことが望ま

しい。また、認定書の様式等を定めるにあたっては、当該地域を所管する特定行政庁に対してあらかじめ十分な時間的余裕を持って協議するとともに、当該認定書の様式等を定めた際には、当該地域を業務区域とする指定確認検査機関による建築完了検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、当該特定行政庁が当該地域を業務区域とする指定確認検査機関に対して認定書の様式等について情報の提供を行うことを踏まえ、当該特定行政庁に対してその旨について通知することが望ましい。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第47条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第47条第1項の規定による。 (緑地協定の認可)</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑地協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第48条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>緑地協定の変更の認可のため、第47条第1項(緑地協定の認可)と同様 (緑地協定の認可)</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑地協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第52条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第52条第1項の規定による。 (緑地協定の廃止)</p> <p>第52条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	1人緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第54条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第54条第1項及び第2項の規定による。 (緑地協定の設定の特則)</p> <p>第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第45条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑化施設整備計画の認定
法令名 根拠条項	都市緑地法 第61条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第61条第1項の規定による。 (緑化施設整備計画の認定基準)</p> <p>第61条 市町村長は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。</p> <p>(1) 緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。 (2) 緑化施設(植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る。)の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。 (3) 緑化施設整備計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 (4) 緑化施設の整備の実施期間が、緑化施設整備計画を確実に遂行するため適切なものであること。 (5) 緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考</p> <p>③ 緑化施設整備計画の認定基準</p> <p>ア 本制度は、一定規模以上の緑化を伴う整備計画について認定を行い、支援を行うものであることから、「緑化施設の面積」は、緑化施設のうち樹木の樹冠及び芝その他の地被植物で覆われる部分の水平投影面積(以下③において「緑化面積」という。)とすることとされている。</p> <p>なお、認定の対象となる緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模は、施行規則第20条において、緑化重点地区内(地区計画等緑化率条例による制限の対象となる地域内を除く)にあつては1,000平方メートル、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例による制限の対象となる地域内においては300平方メートル以上とされている。</p> <p>イ 工場立地法に基づき整備される緑地については認定の対象から除外されており、工場立地に関する準則(地域準則が定められている場合はその準則を含む。)において最低限整備することが定められている緑地の面積を緑化面積に含めることはできない。</p> <p>ウ 新たに整備しようとする緑化施設の緑化面積が認定の基準(敷地面積の20%)に満たない場合であっても、既存の緑化施設を含めた緑化面積が基準を満たしていれば認定の対象である。</p> <p>エ 「基本計画と調和」とは、基本計画に定める当該緑化重点地区における緑化の推進に関する事項に規定されている内容等と調和していることである。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	緑化施設整備計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第62条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>緑化施設整備計画の変更の認定のため、第61条第1項(緑化施設整備計画の認定)と同様(緑化施設整備計画の認定基準)</p> <p>第61条 市町村長は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。</p> <p>(1) 緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>(2) 緑化施設(植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る。)の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。</p> <p>(3) 緑化施設整備計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。</p> <p>(4) 緑化施設の整備の実施期間が、緑化施設整備計画を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(5) 緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第1項第2号
法令番号	昭和24年法律第195号
<p>【基準】</p> <p>法第3条第1項第2号の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者</p> <p>(2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者申請に当たっては、政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。</p> <p>政令第1条の3第1項 (土地改良事業に参加する資格の申出等)</p> <p>第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>省令第2条第2項 (事業参加の申出)</p> <p>第2条</p> <p>2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積</p> <p>(4) 申出の理由</p> <p>(5) その他必要な事項</p>	
標準処理期間	7日(省令第2条第3項)
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第2項
法令番号	昭和24年法律第195号
<p>【基準】</p> <p>法第3条第2項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第2号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第4号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。</p> <p>申請に当たっては、政令第1条の5の準用規定により政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。</p> <p>政令第1条の3第1項 (土地改良事業に参加する資格の申出等)</p> <p>第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>省令第2条第2項 (事業参加の申出)</p> <p>第2条</p> <p>2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積</p> <p>(4) 申出の理由</p> <p>(5) その他必要な事項</p>	
標準処理期間	7日(前段のみ)(省令第2条第3項・令第1条の5準用)
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第3条第3項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条</p> <p>3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p> <p>省令第5条 (一時耕作の場合の自作不能の事由)</p> <p>第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 就学</p> <p>(2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの</p> <p>政令第1条の6 (一時耕作の場合の認定)</p> <p>第1条の6 農業委員会は、法第3条第3項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	農地保有合理化法人の借受農用地に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第3条第4項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)若しくは農地利用集積円滑化団体(同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業(同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業をいう。)若しくは農地利用集積円滑化事業(同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	測量又は調査のための土地の立入り等の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第72条第1項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「機構理事長等」という。)は、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	障害物の伐除の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第6項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第72条第6項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条</p> <p>6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	建築物等の移転又は除去の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第7項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第77条第7項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>7 施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	移転、除去の際の建築物等の使用許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第8項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第77条第8項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の2第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の2第5項の規定による。 (住宅先行建設区への換地の申出等)</p> <p>5 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。</p> <p>(2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。</p> <p>(3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	障害物の伐除のための許可
法令名 根拠条項	土地収用法 第14条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号

【基準】

法第14条第1項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第14条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。

(別添2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

2 土地収用法第14条第1項に基づく許可(障害物の伐除、土地の試掘等のための許可)

- (1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)
- (2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)
- (3) 第3号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)
- (4) 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。
- (5) 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。
- (6) 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)

標準処理期間	1箇月(通知による平均日)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	山林原野等の伐除の許可
法令名 根拠条項	土地収用法 第14条第3項
法令番号	昭和26年法律第219号
<p>【基準】</p> <p>法第14条第3項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第14条</p> <p>3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。</p> <p>(別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>3 土地収用法第14条第3項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可)</p> <p>(1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>(4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。</p> <p>(5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>(6) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)</p> <p>(7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)</p>	
標準処理期間	14日(通知による平均日)

備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可		
法令名 根拠条項	土地収用法 第122条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】	<p>法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用)</p> <p>第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)</p> <p>(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)</p> <p>(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>		
標準処理期間	設定なじまない(通知より)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】	<p>準用する法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用)</p> <p>第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)</p> <p>(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)</p> <p>(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>		
標準処理期間	設定なじまない(通知より)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	農業経営改善計画の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第12条第1項及び第4項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第12条の2第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	農業経営改善計画の変更の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条の2第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第12条第1項(農業経営改善計画の認定)と同様に法第12条第1項及び第4項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第12条の2第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	農用地利用規程の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第4号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項(農用地利用規程の認定)と同様に法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第4号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第6条ただし書		
法令番号	昭和55年政令第219号		
【基準】	<p>政令第6条の規定による。 (特定農用地利用規程の有効期間)</p> <p>第6条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を5年を超えない範囲内で延長することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の2第1項及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の締結等)</p> <p>第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>(協定の認可)</p> <p>第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 (3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月11日)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の12第1項及び第3項の規定による。 (施設の維持運営に関する協定の締結等)</p> <p>第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>(2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>(3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 327

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	農地利用規約の認定		
法令名 根拠条項	農住組合法 第13条第3項		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【基準】	<p>法第13条第3項及び第4項の規定による。 (農地利用規約)</p> <p>第13条</p> <p>3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 農業委員会 農業振興対策係

処分の概要	農地等の権利移動の許可
法令名 根拠条項	農地法 第3条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
<p>【基準】</p> <p>法第3条第1項から第3項までの規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第46条第1項又は第47条の規定によつて所有権が移転される場合 (2) 第36条第3項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合 (3) 第37条から第40条までの規定によつて第37条に規定する特定利用権が設定される場合 (4) 第43条の規定によつて同条第1項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合 (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (7) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第4条第4項第1号の権利が設定され、又は移転される場合 (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第8項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和26年法律第222号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法(明治29年法律第89号)第768条第2項(同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の3の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)又は同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。) 	

の実施によりこれらの権利を取得する場合

(14) 農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号若しくは第2号の2に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

(15) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第19条の規定に基づいてする同法第11条第1項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

(16) その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

(1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

(2) 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

(3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合

(4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(5) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合

(6) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。)

(7) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場

合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。

- (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
- (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

標準処理期間	28日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第1項及び第5項の規定による。</p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しない</p>	

いものを含む。)

- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間 30日

備考

設定年月日 平成 25 年 8 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日

ID: 334

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】</p> <p>法第7条第6項及び第10項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>省令第2条の4の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可の基準)</p> <p>第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(2) 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p>	

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 335

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の2第2項において準用する法第7条第5項(第3号の規定による省令第2条の2を含む。)の規定による。</p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条</p>	

第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- へ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 336

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物処分業の変更の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の2第2項において準用する法第7条第10項(第3号の規定による省令第2条の4を含む。)の規定による。</p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>省令第2条の4</p> <p>(一般廃棄物処分業の許可の基準)</p> <p>第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(2) 埋立処分を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>(2) 削除</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p>	

- (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	埋葬、火葬又は改葬の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第5条第1項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】	<p>法第5条の規定による。</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

担当部署: 保健課 保健係

処分の概要	障害年金等の給付
法令名 根拠条項	予防接種法 第15条第1項
法令番号	昭和23年法律第68号
<p>【基準】</p> <p>法第15条から第17条までの規定による。 (健康被害の救済措置)</p> <p>第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。 (給付の範囲)</p> <p>第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>(1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者</p> <p>(2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者</p> <p>(3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者</p> <p>(4) 死亡1時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族</p> <p>(5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者</p> <p>2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>(1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者</p> <p>(2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者</p> <p>(3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者</p> <p>(4) 遺族年金又は遺族1時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族</p> <p>(5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (政令への委任等)</p> <p>第17条 前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 前条第2項第1号から第4号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付に係る同法第16条第1項第1号から第4号までの政令及び同条第3項</p>	

の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 353

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	犬の登録及び鑑札の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第4条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】	<p>法第4条第1項及び第2項の規定による。 (登録)</p> <p>第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	犬の予防注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条第1項及び第2項の規定による。 (予防注射)</p> <p>第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。</p> <p>2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法令番号	昭和28年政令第236号		
<p>【基準】</p> <p>政令第1条の2の規定による。 (鑑札の再交付)</p> <p>第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 356

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	犬の予防注射済票の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第3条		
法令番号	昭和28年政令第236号		
<p>【基準】</p> <p>政令第3条の規定による。 (注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 368

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	未熟児に対する養育医療の給付の決定		
法令名 根拠条項	母子保健法 第20条第1項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
【基準】	<p>法第20条の規定による。 (養育医療)</p> <p>第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。</p> <p>3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 医学的処置、手術及びその他の治療</p> <p>(4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(5) 移送</p> <p>4 養育医療の給付は、厚生労働大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行なうものとする。</p> <p>5 厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第1項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。</p> <p>6 第1項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第21条の2の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。第21条の4第1項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。</p> <p>7 児童福祉法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は、指定養育医療機関について、同法第21条の2から第21条の4までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第21条の3第4項及び第21条の4第2項中「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 374

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	合併協議会設置請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第1条第2項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【基準】	<p>政令第1条の規定による。 (代表者証明書の交付等)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>5 当該市町村の長は、第3項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 375

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	景観地区内の建築物計画の認定		
法令名 根拠条項	景観法 第63条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第62条、第63条第1項及び第2項の規定による。 (建築物の形態意匠の制限)</p> <p>第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。 (計画の認定)</p> <p>第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。</p> <p>景観法運用指針(平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省)参照</p>		
標準処理期間	30日以内(法第63条第2項)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 376

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第77条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第77条第3項及び第4項の規定による。 (仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和)</p> <p>第77条</p> <p>3 前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後3月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 377

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名 根拠条項	介護保険法 第12条第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>省令第26条の規定による。 (被保険者証の交付)</p> <p>第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。</p> <p>2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第2号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。))及び被扶養者証を含む。)、組合員証又は加入者証(以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 378

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	要介護認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第27条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条第1項及び第2項の規定による。 (要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>省令第36条の規定による。</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>			
標準処理期間	30日以内(法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 379

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	要介護認定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第28条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】			
<p>法第28条第4項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。</p> <p>(要介護認定の更新)</p> <p>第28条</p> <p>2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前条(第8項を除く。)の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>			
標準処理期間	30日以内(法第28条第4項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 380

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	要介護状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第29条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第29条第2項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。</p> <p>(要介護状態区分の変更の認定)</p> <p>第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第27条及び前条第5項から第8項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>		
標準処理期間	30日以内(法第29条第2項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 381

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	要支援認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第32条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第32条第2項において準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。</p> <p>(要支援認定)</p> <p>第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。</p> <p>以下 略</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>			
標準処理期間	30日以内(法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 382

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	要支援認定の更新
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第33条第4項において準用する法第32条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。</p> <p>(要支援認定の更新)</p> <p>第33条</p> <p>2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。</p> <p>3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。</p> <p>4 前条(第7項を除く。)及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第5項及び第6項 略</p> <p>(要支援認定)</p> <p>第32条</p> <p>2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。</p> <p>以下 略</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 略</p> <p>介護保険法施行規則</p>	

第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

標準処理期間	30日以内(法第33条第4項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 383

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	介護保険サービスの種類の指定変更		
法令名 根拠条項	介護保険法 第37条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第37条第4項及び省令第59条第3項の規定による。 (介護給付等対象サービスの種類の指定)</p> <p>第37条</p> <p>4 市町村は、第2項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。</p> <p>5 市町村は、前項の規定により第2項の申請に係る被保険者について第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。</p> <p>介護保険法施行規則 (介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)</p> <p>第59条</p> <p>3 市町村は、第1項の申請を受けたときは、同項第1号に掲げる事項及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第27条第3項から第6項まで(第5項後段を除く。)の規定の例による。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 384

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	居宅介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第41条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第41条第2項及び省令第62条の規定による。 (居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)</p> <p>第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。</p> <p>2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 385

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例居宅介護サービス費の支給
法令名 根拠条項	介護保険法 第42条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第42条第1項各号及び政令第15条の規定による。 (特例居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第42条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行令 (特例居宅介護サービス費を支給する場合)</p> <p>第15条 法第42条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス(法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第22条の5及び第29条の5において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 法第42条第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 386

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	居宅介護福祉用具購入費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第44条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第44条第2項及び省令第70条の規定による。 (居宅介護福祉用具購入費の支給)</p> <p>第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第70条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第72条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 387

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	居宅介護住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第45条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】			
<p>法第45条第2項及び省令第74条の規定による。 (居宅介護住宅改修費の支給)</p> <p>第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。</p> <p>2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 388

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	居宅介護サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第46条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第46条第7項において準用する法第41条第2項及び法第41条第2項の規定による省令第62条の規定による。</p> <p>(居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>第2項から第6項まで 略</p> <p>7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>8 略</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)</p> <p>第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。</p> <p>2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 389

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例居宅介護サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第47条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条第1項各号及び政令第20条の規定による。 (特例居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の厚生労働省令で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 略</p> <p>介護保険法施行令 (特例居宅介護サービス計画費を支給する場合)</p> <p>第20条 法第47条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 390

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	施設介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第48条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条第1項及び同条第7項において準用する第41条第2項並びに省令第80条の規定による。</p> <p>(施設介護サービス費の支給)</p> <p>第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)</p> <p>(2) 介護保健施設サービス</p> <p>第2項から第6項まで 略</p> <p>7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第8項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>8 略</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>(施設介護サービス費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第80条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費(法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)は、第20条に規定する要介護者に限り支給するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 391

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例施設介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第49条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第49条第1項各号及び政令第22条の規定による。 (特例施設介護サービス費の支給)</p> <p>第49条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行令 (特例施設介護サービス費を支給する場合)</p> <p>第22条 法第49条第1項第2号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 392

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	居宅介護サービス費等の額の特例
法令名 根拠条項	介護保険法 第50条
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第50条及び省令第83条の規定による。 (居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第50条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。</p> <p>(1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第3項並びに第43条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項</p> <p>(5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項</p> <p>(6) 特例施設介護サービス費の支給 前条第2項</p> <p>(7) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項</p> <p>(8) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第83条 法第50条の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 過去に法第50条の規定の適用を受けた要介護被保険者について第73条並びに第76条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合には、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第50条の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、そ</p>	

れ以外のものにあつては90分の100」とする。

標準処理期間

15日

備考

設定年月日

平成 25 年 8 月 1 日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 393

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	高額介護サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第51条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第51条及び政令第22条の2の規定による。

(高額介護サービス費の支給)

第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

介護保険法施行令

(高額介護サービス費)

第22条の2 法第51条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等(居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額(以下「介護サービス費合計額」という。)に90分の100(法第50条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第1号において「市町村特例割合」という。))で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等(介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が3万7200円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から3万7200円を控除して得た額に要介護被保険者按(あん)分率(要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第1号及び第2号に掲げる額の合算額(以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(1) 要介護被保険者が受けた居宅サービス等(次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。)に係る介護サービス費合計額に90分の10(法第50条の規定が適用される場合にあつて

- は、100分の100から市町村特例割合を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。次項、第4項及び第8項において同じ。)を乗じて得た額
- (2) 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給(以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。)その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等(居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該要介護被保険者がなお負担すべき額
- (3) 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)(被保護者を除く。次号並びに第29条の2第2項、第3項及び第5項において同じ。)が受けた介護予防サービス等(次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。)に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合計額」という。)に90分の10(法第60条の規定が適用される場合にあつては、100分の100から同条に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第29条の2第1項において「市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。第29条の2において同じ。)を乗じて得た額
- (4) 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第2号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等(以下この号及び第29条の2第3項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。)を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等(介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額
- 3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が3万7200円を超えるときは、当該得た額から3万7200円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5000円を超えるときは、当該得た額から1万5000円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
- 5 第2項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「3万7200円」とあるのは、「2万4600円」とする。
- (1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等のあった月の属する年度(居宅サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第22条の3第6項第3号ニ、同条第7項第1号ニ及び同項第2号ニを除き、以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第7項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
- (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、第2項及び第29条の2第2項中「3万7200円」とあるのを「2万4600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

- 6 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、同項及び第29条の2第2項中「3万7200円」とあるのを「1万5000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「3万7200円」とあるのは、「1万5000円」とする。
- 7 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等があった月の属する年の前年(居宅サービス等があった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び当該居宅サービス等があった月の属する年の前年(当該居宅サービス等があった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であって、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額が、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額とする。
- 8 要介護被保険者が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付(第29条の2第8項において「特定公費負担給付」という。)が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。
- 9 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費の支給があったものとみなす。
- 10 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第2項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。
- 11 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間

60日

備考

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 394

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第53条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第53条第7項にて準用する法第41条第2項並びに省令第85条において準用する省令第62条の規定による省令第6条、第8条、第11条及び第13条の規定による。

(介護予防サービス費の支給)

第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

第2項から第6項まで 略

7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第8項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

以下 略

(居宅介護サービス費の支給)

第41条

2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下 略

介護保険法施行規則

(準用)

第85条 第62条、第63条及び第65条の規定は、居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、第62条第1項中「第6条、第8条又は第11条」とあるのは「第22条の5、第22条の7又は第22条の11」と、第62条第2項中「第13条」とあるのは「第22条の13」と、第65条中「第41条第8項」とあるのは「第53条第7項において準用する

法第41条第8項」と、「同条第4項第1号又は第2号」とあるのは「法第53条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)

第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

(法第8条第4項の厚生労働省令で定める基準)

第6条 法第8条第4項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第8条第5項の厚生労働省令で定める基準)

第8条 法第8条第5項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第8条第8項の厚生労働省令で定める基準)

第11条 法第8条第8項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第8条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者)

第13条 法第8条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者とする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 395

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例介護予防サービス費の支給
法令名 根拠条項	介護保険法 第54条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第54条第1項各号及び政令第24条各号の規定による。 (特例介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 略</p> <p>介護保険法施行令 (特例介護予防サービス費を支給する場合)</p> <p>第24条 法第54条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 法第54条第1項第3号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 396

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	介護予防福祉用具購入費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第56条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第56条第2項及び省令第89条の規定による。 (介護予防福祉用具購入費の支給)</p> <p>第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第89条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第91条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 397

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	介護予防住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第57条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条第2項及び省令第93条の規定による。 (介護予防住宅改修費の支給)</p> <p>第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。</p> <p>2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 (介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第93条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 398

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	介護予防サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第58条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第58条第7項において準用する法第41条第2項の規定による。 (介護予防サービス計画費の支給)</p> <p>第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>第2項から第6項まで 略</p> <p>7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 399

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例介護予防サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第59条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第1項各号及び政令第29条の規定による。 (特例介護予防サービス計画費の支給)</p> <p>第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>以下 略</p> <p>介護保険法施行令 (特例介護予防サービス計画費を支給する場合)</p> <p>第29条 法第59条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 400

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	介護予防サービス費等の額の特例
法令名 根拠条項	介護保険法 第60条
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第60条及び省令第97条の規定による。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第60条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

- (1) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (2) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第3項並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (3) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (4) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (5) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項
- (6) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項

介護保険法施行規則

(介護予防サービス費等の額の特例)

第97条 法第60条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 過去に法第60条の規定の適用を受けた要支援被保険者について第92条並びに第95条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第60条の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては90分の100」とする。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 401

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	高額介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第61条及び政令第29条の2の規定による。 (高額介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p> <p>介護保険法施行令 (高額介護予防サービス費)</p> <p>第29条の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第60条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が37,200円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から37,200円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が37,200円を超えるときは、当該得た額から37,200円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が15,000円を超えるときは、当該得た額から15,000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「37,200円」とあるのは、「24,600円」とする。</p>	

- (1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第7項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
- (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であつて、第22条の2第2項及び第2項中「37,200円」とあるのを「24,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- 6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であつて、第22条の2第2項及び第2項中「37,200円」とあるのを「15,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「37,200円」とあるのは、「15,000円」とする。
- 7 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額が、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額とする。
- 8 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 9 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。
- 10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 11 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間

60日

備考

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 466

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	第35条第3項第1号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法 第36条
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第35条第3項第1号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 467

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	第35条第3項第2号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法 第36条
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第35条第3項第2号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 468

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	第35条第3項第3号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法 第36条
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第35条第3項第3号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(3) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 469

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の3第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の3第4項の規定による。 (市街地再開発事業区への換地の申出等)</p> <p>第85条の3</p> <p>4 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 470

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の4第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第85条の4第5項の規定による。 (高度利用推進区への換地の申出等)</p> <p>第85条の4</p> <p>5 施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 471

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	宅地の所有者及び借地権者の同意申請		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第19条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (借地権の申告)</p> <p>第19条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前項の公告があつた日から1月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。</p> <p>4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 472

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	宅地の所有者及び借地権者の同意申請		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第51条の7第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第51条の7の規定による。 (借地権の申告)</p> <p>第51条の7 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 第19条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。 この場合において、同条第4項中「前条」とあるのは、「第51条の6」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 477

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川保全立体区域における行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の4第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第58条の4第1項の規定による。 (河川保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築、改築又は除却 (3) 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>14 第58条の4第1項(河川保全立体区域における行為の許可)</p> <p>(1)審査基準 河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 478

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川予定立体区域における行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の6第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条の6第1項の規定による。 (河川予定立体区域における行為の制限)</p> <p>第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。</p> <p>15 第58条の6第1項(河川予定立体区域における行為の許可)</p> <p>(1)審査基準</p> <p>河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 491

担当部署: 選挙管理委員会

処分の概要	投票実施請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第13条第2項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【基準】	<p>政令第13条の規定による。 (投票実施請求代表者証明書の交付等)</p> <p>第13条 法第4条第11項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求しようとする代表者(以下「投票実施請求代表者」という。)は、同条第9項に規定する基準日から20日以内に、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「投票実施請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の選挙管理委員会に対し、投票実施請求代表者であることを証明する書面(以下「投票実施請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者証明書に投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>4 当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 492

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	同一請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第27条第4項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【基準】	<p>政令第27条の規定による。 (同一請求代表者証明書の交付等)</p> <p>第27条 同一請求代表者は、前条第2項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から7日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。</p> <p>3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。</p> <p>5 1の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 494

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の2の規定による。 (要支援状態区分の変更の認定)</p> <p>第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>			
標準処理期間	30日以内(法第33条の2第2項において準用する法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 496

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	地域密着型介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第42条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第42条の2第1項の規定による。 (地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 497

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例地域密着型介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第42条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第42条の3第1項の規定による。 (特例地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の3 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 498

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特定入所者介護サービス費の支給
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条の3第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第51条の3第1項及び省令第83条の5の規定による。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- (1) 指定介護福祉施設サービス
- (2) 介護保健施設サービス
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 短期入所生活介護
- (5) 短期入所療養介護

(法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第83条の5 法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

- (1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)
- (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費(法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの
- (3) 被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)

- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が2以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に90分の10を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80万円以下であること。
- ロ イに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、450万円以下であること。
- ハ イに規定する世帯主及びすべての世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ニ イに規定する世帯主及びすべての世帯員について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあつては保険料の、第二号被保険者にあつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金の滞納がないこと。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 499

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例特定入所者介護サービス費の支給
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条の4第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第51条の4及び政令第22条の5の規定による。 (特例特定入所者介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(特例特定入所者介護サービス費を支給する場合)</p> <p>第22条の5 法第51条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 500

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	地域密着型介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第54条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第54条の2第1項の規定による。 (地域密着型介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条の2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 501

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例地域密着型介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第54条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第54条の3第1項の規定による。 (特例地域密着型介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条の3 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 502

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特定入所者介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第61条の3第1項の規定による。 (特定入所者介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護 (2) 介護予防短期入所療養介護</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 503

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特例特定入所者介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の4第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第61条の4及び政令第29条の5の規定による。 (特例特定入所者介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合)</p> <p>第29条の5 法第61条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定入所者(法第61条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 特定居宅サービス(法第61条の3第1項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 504

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の2第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第78条の2第1項、第4項及び第6項の規定による。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

同条第4項

4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。
- (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

- (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の

8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

同条第6項

6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第1号の2、第1号の3、第3号の2、第3号の4及び第4号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。

- (1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (1)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内

に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

- (1)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (3)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 3の3 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (3)の4 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画にお

いて定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 505

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の12		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 506

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の12第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の12第1項から第4項までの規定による。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から

起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7)の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(9) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

- (10) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。
- (1) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (1)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (1)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- (2) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の2 申請者が、第115条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の19の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の3 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該

事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (3) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (4) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (5) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 507

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の21		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 508

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の22第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の22第1項及び第2項の規定による。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (5) 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(5)の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の

程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6) 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6)の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第4号、第4号の2又は前号に該当する者
 - ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者
 - ニ 第115条の29の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。)
 - ホ 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 509

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の31		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 510

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 511

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項と同様に法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 514

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第44条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第44条第1項の規定による。</p> <p>第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 一部負担金を減額すること。</p> <p>(2) 一部負担金の支払を免除すること。</p> <p>(3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。</p> <p>「与謝野町国民健康保険一部負担金減額等取扱内規」による。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 515

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	介護給付費等の支給
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条第1項
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による。</p> <p>(介護給付費等の支給決定)</p> <p>第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。</p> <p>(申請)</p> <p>第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。</p> <p>3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。</p> <p>(障害程度区分の認定)</p> <p>第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。</p> <p>2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>(支給要否決定等)</p> <p>第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。</p>	
標準処理期間	60日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 516

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	支給決定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第24条の規定による。 (支給決定の変更)</p> <p>第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第22条(第1項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。</p> <p>5 第21条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>6 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 517

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	自立支援医療費の支給認定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給認定)</p> <p>第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。 (申請)</p> <p>第53条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。 (支給認定等)</p> <p>第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 518

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	支給認定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第56条第1項及び第2項の規定による。 (支給認定の変更)</p> <p>第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	60		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 519

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	補装具費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条第1項の規定による。</p> <p>第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1080

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条第1項		
法令番号	平成18年政令第10号		
<p>【基準】</p> <p>政令第33条第1項の規定による。 (医療受給者証の再交付)</p> <p>第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1081

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第16条		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】	<p>政令第16条の規定による。 (受給者証の再交付)</p> <p>第16条 市町村は、受給者証(法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	15		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1087

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第27条第1項		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
<p>【基準】</p> <p>省令第27条第1項の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 再交付申請の理由</p> <p>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1098

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第30条第1項の規定による。

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

- (1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。
- (2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。

イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)

ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)

- (3) その他政令で定めるとき。

2 都道府県が前項第2号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
- (2) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
- (3) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (4) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

- (1) 指定障害福祉サービス等 前条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

- (2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)
- 4 前3項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1107

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	移動等円滑化経路協定の認可
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第41条第3項
法令番号	平成18年法律第91号
<p>【基準】</p> <p>法第41条及び第43条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。))第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。</p> <p>2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置</p> <p>(2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの</p> <p>イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準</p> <p>ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項</p> <p>ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 移動等円滑化経路協定の有効期間</p> <p>(4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>	
標準処理期間	40日
備考	

設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1108

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	移動等円滑化経路協定の変更認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第44条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1109

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	移動等円滑化経路協定の廃止認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第48条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1110

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>法第50条の規定による。</p> <p>(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)</p> <p>第50条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1111

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	介護給付費又は訓練等給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第29条第1項の規定による。 (介護給付費又は訓練等給付費)</p> <p>第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1112

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはほぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居(以下この項及び同条第1項において「共同生活住居」という。)に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1113

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特例特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第35条第1項の規定による。</p> <p>(特例特定障害者特別給付費の支給)</p> <p>第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1114

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	自立支援医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給)</p> <p>第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1115

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第70条第1項の規定による。 (療養介護医療費の支給)</p> <p>第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1116

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	基準該当療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第71条第1項の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給)</p> <p>第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。</p>			
標準処理期間	90		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1120

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	減額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の3第5項の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1131

担当部署: 教育委員会 教育総務課 総務係

処分の概要	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令名 根拠条項	学校教育法 第18条		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】	<p>法第18条及び省令第34条の規定による。</p> <p>第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。</p> <p>省令第34条</p> <p>第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1132

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	高額医療合算介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の2第1項の規定による。 (高額医療合算介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1133

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第61条の2第1項の規定による。 (高額医療合算介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1149

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	賃借人居住安定計画の認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第104条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第105条第1項の規定による。 (賃借人居住安定計画の認定基準)</p> <p>第105条 市町村長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る賃借人居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、賃借人居住安定計画の認定をしてはならない。</p> <p>(1) 賃借人居住安定計画に係る住戸賃貸人(以下「計画賃貸人」という。)が、計画賃貸住戸の修繕その他賃貸人としてなすべき義務を履行してきていること。</p> <p>(2) 計画賃借人ごとに、前条第5項第3号及び第4号に掲げる事項その他計画賃借人に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の賃借人代替住宅が、計画賃借人の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。</p> <p>(3) 前条第1項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>(4) 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあつては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。</p> <p>(5) 前条第1項の認定の申請をする勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、賃借人居住安定計画の認定の日前に権利変換計画公告があつたときは、賃借人居住安定計画の内容が権利変換計画の内容に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1150

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	賃借人居住安定計画の変更認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第107条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第107条の規定による。 (賃借人居住安定計画の変更等)</p> <p>第107条 第104条第1項の認定を受けた者(以下「認定賃貸人等」という。)は、認定賃借人居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係する住戸賃借人の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 認定賃貸人等である勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、第104条第1項の認定を受けた日以後に権利変換計画公告があり、かつ、権利変換計画の内容が認定賃借人居住安定計画の内容に適合していないときは、認定賃貸人等は、前項の認定を申請しなければならない。</p> <p>3 第104条第2項から第8項まで及び前2条の規定は、第1項の場合について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1151

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	地位の承継承認		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第109条		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第109条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第109条 認定賃貸人等の一般承継人又は認定賃貸人等から勧告マンションの区分所有権その他当該認定賃借人居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定賃貸人等が有していた認定賃借人居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1154

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	転出区分所有者居住安定計画の認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第112条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第113条の規定による。</p> <p>(転出区分所有者居住安定計画の認定基準)</p> <p>第113条 市町村長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る転出区分所有者居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、転出区分所有者居住安定計画の認定をしてはならない。</p> <p>(1) 計画転出区分所有者ごとに、前条第6項第3号及び第4号に掲げる事項その他計画転出区分所有者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の転出区分所有者代替住宅が、計画転出区分所有者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。</p> <p>(2) 前条第1項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>(3) 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあっては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。</p> <p>2 第105条第2項及び第3項の規定は、市町村長が前条第1項の認定をしようとする場合について準用する。この場合において、第105条第2項及び第3項中「賃借人居住安定計画」とあるのは「転出区分所有者居住安定計画」と、「賃借人代替住宅」とあるのは「転出区分所有者代替住宅」と、同項中「計画賃借人」とあるのは「同意を得ない計画転出区分所有者」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1155

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	転出区分所有者居住安定計画の変更認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第115条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第115条の規定による。 (転出区分所有者居住安定計画の変更等)</p> <p>第115条 第112条第1項の認定を受けた者(以下「認定建替実施者」という。)は、認定転出区分所有者居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第112条第2項から第7項まで及び前2条の規定は、前項の場合について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1156

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	地位の承継承認(第109条の規定の準用)		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第116条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>準用する法第109条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第109条 認定賃貸人等の一般承継人又は認定賃貸人等から勧告マンションの区分所有権その他当該認定賃借人居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定賃貸人等が有していた認定賃借人居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1208

担当部署: 企画財政課 企画政策係

処分の概要	地域再生推進法人の指定		
法令名 根拠条項	地域再生法 第19条第1項		
法令番号	平成17年法律第24号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (地域再生推進法人の指定)</p> <p>第19条 地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1283

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	高額介護合算療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第57条の3第1項の規定による。 (高額介護合算療養費)</p> <p>第57条の3 保険者は、一部負担金等の額(前条第1項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。</p> <p>国民健康保険における高額介護合算療養費の支給等の事務の取扱いについて(平成21年4月3日保国発第0403002号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1284

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第7条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、よごし、又は失つたときは、ただちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日 (2) 再交付申請の理由 (3) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 被保険者証を破り、又はよごした場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、ただちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1285

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	高齢受給者証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の4第1項の規定による。 (高齢受給者証の交付等)</p> <p>第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対し、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1286

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等)</p> <p>第7条の4</p> <p>4 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日</p> <p>(2) 再交付申請の理由</p> <p>(3) 被保険者証の記号番号</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1287

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特定疾病受療証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の13第8項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第27条の13第8項の規定による。 (特定疾病に係る保険者の認定)</p> <p>第27条の13</p> <p>8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1288

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第3項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第27条の14の2第3項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号イからハまでの保険者の認定)</p> <p>第27条の14の2</p> <p>3 第1項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は様式第1号の8による限度額適用認定証(以下「限度額適用認定証」という。)を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、保険者が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1289

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p>【基準】</p> <p>省令第27条の14の2第6項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号イからハまでの保険者の認定)</p> <p>第27条の14の2</p> <p>6 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1291

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特別療養証明書の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p>【基準】 省令第28条第2項の規定による。 (特別療養給付の申請)</p> <p>第28条</p> <p>2 前項の規定による申請書が提出されたときは、保険者は、様式第2による特別療養証明書を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1292

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特別療養証明書の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第28条第6項の規定による。 (特別療養給付の申請)</p> <p>第28条</p> <p>6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、よごし、又は失つたときは、ただちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1294

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	歴史的風致維持向上支援法人の指定		
法令名 根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成20年法律第40号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (歴史的風致維持向上支援法人の指定)</p> <p>第34条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1304

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市再生整備推進法人の指定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第73条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第73条第1項の規定による。 (都市再生整備推進法人の指定)</p> <p>第73条 市町村長は、特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1315

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第22条第1項
法令番号	平成10年法律第92号

【基準】

法第23条の規定による。

(認定の基準)

第23条 市町村長は、前条第1項の認定(以下この条から第29条までにおいて「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- (1) 第9条第2項第4号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。
- (2) 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
- (3) 都市福利施設(居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第7号において同じ。)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。
- (4) 共同住宅が地階を除く階数が3以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。
- (5) 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。
- (6) 住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (7) 共同住宅の建設の事業(当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。)に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (8) 住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。
 - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
 - ロ 賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
 - ハ 賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
 - ニ 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ホ 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。
- (9) 住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 分譲住宅の譲受人の資格を、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。
 - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
 - (3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

- ロ 分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。
- ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
- ニ 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条又は第76条の3第1項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1316

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	認定計画の変更認定		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第25条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条の規定による。 (認定計画の変更)</p> <p>第25条 計画の認定を受けた者(次条から第31条まで及び第71条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第22条第1項の計画(第28条及び第31条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1317

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第27条		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第27条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1320

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第51条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】	<p>法第51条第1項の規定による。 (中心市街地整備推進機構の指定)</p> <p>第51条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に 行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推 進機構」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1340

担当部署: 建設課 土木係

処分の概要	沿道整備推進機構の指定		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の2第1項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
【基準】	<p>法第13条の2第1項の規定による。 (沿道整備推進機構の指定)</p> <p>第13条の2 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1369

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可(第5条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	宅地造成等規制法 第20条第3項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
【基準】	<p>準用する法第5条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1455

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条第2項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1456

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第7項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条第7項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1530

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	介護給付費等の負担額の特例認定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第31条		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第31条の規定による。 (介護給付費等の額の特例)</p> <p>第31条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合には、同項第2号中「額」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。</p> <p>2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合には、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1539

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第7項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】	<p>政令第29条の2第7項の規定による。 (高額療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の2</p> <p>7 被保険者が特定疾患給付対象療養(特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。))のうち健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。次条第8項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ1の病院等から受けた当該特定疾患給付対象療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>省令第27条の12の2第1項及び第2項の規定による。 (特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定)</p> <p>第27条の12の2 令第29条の2第7項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称 (3) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第29条の3第1項各号又は第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1541

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	障害物の伐除の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第26条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第26条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1559

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	農地利用集積円滑化事業規程の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の9第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第11条の9第1項及び第3項の規定による。 (農地利用集積円滑化事業規程)</p> <p>第11条の9 第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第1項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に適合することであること。</p> <p>(2) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>(3) 第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める基準に適合することであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1560

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	農地利用集積円滑化事業規程の変更等の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の10第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第11条の10の規定による。</p> <p>第11条の10 前条第1項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第3項から第5項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第4項及び第5項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1564

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の2第4項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第45条の2第4項及び第45条の4第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の締結等)</p> <p>第45条の2</p> <p>4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>(都市再生歩行者経路協定の認可)</p> <p>第45条の4 市町村長は、第45条の2第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第45条の2第2項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。</p> <p>2 市町村長は、第45条の2第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1565

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の5第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第45条の5の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の変更)</p> <p>第45条の5 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1566

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の9第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第45条の9第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の廃止)</p> <p>第45条の9 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条の2第4項又は第45条の5第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1567

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の11第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の11の規定による。</p> <p>(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)</p> <p>第45条の11 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第45条の4第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第45条の4第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第45条の4第2項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1568

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	負担限度額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の6第7項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6</p> <p>7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 再交付申請の理由</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1571

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	特定入所者の負担限度額の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の6第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する旨</p> <p>(2) 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地</p> <p>(4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日</p> <p>(5) 被保険者証の番号</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1574

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の8第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に関する特例)</p> <p>第83条の8 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1575

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。)		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第6条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】	<p>法第4条及び第6条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>(認定)</p> <p>第6条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1580

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	子ども手当の増額の改定		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (子ども手当の額の改定)</p> <p>第8条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1588

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市利便増進協定の認定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第72条の3第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第72条の3及び第72条の4の規定による。 (都市利便増進協定)</p> <p>第72条の3 都市再生整備計画に記載された第46条第13項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下「土地所有者等」という。)又は第73条第1項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。</p> <p>2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置</p> <p>(2) 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法</p> <p>(3) 第1号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法</p> <p>(4) 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続</p> <p>(5) 都市利便増進協定の有効期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(都市利便増進協定の認定基準)</p> <p>第72条の4 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。</p> <p>(1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。</p> <p>(2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。</p> <p>(3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。</p> <p>(4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1589

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	都市利便増進協定の変更認定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第72条の5第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第72条の5及び第72条の4の規定による。 (都市利便増進協定の変更)</p> <p>第72条の5 土地所有者等又は第73条第1項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。 (都市利便増進協定の認定基準)</p> <p>第72条の4 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。</p> <p>(1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。 (2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。 (3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1595

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の13第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第78条の13第1項の規定による。 (公募指定)</p> <p>第78条の13 市町村長は、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という。)中は、当該見込量の確保のため公募により第42条の2第1項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。)の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1602

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の5第1項
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第51条の5及び第51条の7の規定による。 (地域相談支援給付費等の相談支援給付決定)</p> <p>第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 第19条(第1項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (給付要否決定等)</p> <p>第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。</p> <p>3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。</p> <p>8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1603

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	地域相談支援給付決定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の9の規定による。 (地域相談支援給付決定の変更)</p> <p>第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第51条の7(第1項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1605

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の14第1項の規定による。 (地域相談支援給付費)</p> <p>第51条の14 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1606

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特例地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の15第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の15第1項の規定による。 (特例地域相談支援給付費)</p> <p>第51条の15 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1607

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	計画相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の17第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の17第1項の規定による。 (計画相談支援給付費)</p> <p>第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。</p> <p>(1) 第22条第4項(第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項(第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付費決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1608

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特例計画相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の18第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の18第1項の規定による。 (特例計画相談支援給付費)</p> <p>第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1609

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の20第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の20第1項の規定による。 (指定特定相談支援事業者の指定)</p> <p>第51条の20 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)の規定は、第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第36条第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1610

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の21第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第51条の21第1項の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。</p> <p>2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1614

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	高額障害福祉サービス等給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条の2第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】	<p>法第76条の2第1項の規定による。</p> <p>第76条の2 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入又は修理に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1615

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	地域相談支援受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の8		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】	<p>政令第26条の8の規定による。 (地域相談支援受給者証の再交付)</p> <p>第26条の8 市町村は、地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1617

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	障害児通所給付費の支給
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の3第1項
法令番号	昭和22年法律第164号

【基準】

法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定による。

第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)又は指定医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通所特定費用」という。))を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。

2 障害児通所給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額

(2) 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の厚生労働省令で

- 定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
- 7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。
 - 8 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
 - 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
 - 10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
 - 12 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。
 - 13 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準及び第21条の5の18第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
 - 14 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1618

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特例障害児通所給付費の支給
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の4第1項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第21条の5の4及び第21条の5の7の規定による。</p> <p>第21条の5の4 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援(第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者が、第21条の5の6第1項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第21条の5の18第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 特例障害児通所給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。</p> <p>(1) 指定通所支援 前条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)</p> <p>(2) 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)</p> <p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。</p> <p>3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p>	

- 4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。
- 5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。
- 6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
- 7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。
- 8 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
- 9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
- 10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
- 12 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。
- 13 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準及び第21条の5の18第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 14 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1619

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	通所給付決定の変更承認		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の8第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の8の規定による。</p> <p>第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第21条の5の5第2項、第21条の5の6(第1項を除く。)及び前条(第1項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1621

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	高額障害児通所給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の12第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の12の規定による。</p> <p>第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1622

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の13第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の13の規定による。</p> <p>第21条の5の13 市町村は、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満18歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満20歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第21条の5の3から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 市町村は、第1項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1623

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	肢体不自由児通所医療費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の28第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第21条の5の28の規定による。</p> <p>第21条の5の28 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。</p> <p>2 肢体不自由児通所医療費の額は、1月につき、肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。第24条の20第2項において同じ。)を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。</p> <p>3 通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1624

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	障害児相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の26第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の26の規定による。</p> <p>第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。</p> <p>(1) 第21条の5の7第4項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。)から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。)を受けたとき。</p> <p>2 障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)とする。</p> <p>3 障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。</p> <p>5 市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第2項の厚生労働大臣が定める基準及び第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準(指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。</p> <p>6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1625

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特例障害児相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の27第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の27の規定による。</p> <p>第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。</p> <p>2 特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1626

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の28第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の28の規定による。</p> <p>第24条の28 第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 第21条の5の15第2項(第4号、第11号及び第14号を除く。)の規定は、第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第21条の5の15第2項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1627

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の29第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第24条の29の規定による。</p> <p>第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1632

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	通所受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	児童福祉法施行規則 第18条の6第9項		
法令番号	昭和23年厚生省令第11号		
【基準】	<p>省令第18条の6第9項の規定による。</p> <p>第18条の6</p> <p>9 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1639

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第9条第1項
法令番号	平成24年法律第84号

【基準】

法第9条及び第10条の規定による。

(集約都市開発事業計画の認定)

第9条 第7条第2項第2号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第1項第3号において「特定公共施設」という。))の整備に関する事業を含む。)並びにこれに附帯する事業であって、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(以下「集約都市開発事業」という。)を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画(以下「集約都市開発事業計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 集約都市開発事業を施行する区域
- (2) 集約都市開発事業の内容
- (3) 集約都市開発事業の施行予定期間
- (4) 集約都市開発事業の資金計画
- (5) 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果
- (6) その他国土交通省令で定める事項

(集約都市開発事業計画の認定基準等)

第10条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。
- (2) 集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)が第54条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。
- (4) 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (5) 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 建築主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第2号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を

得なければならない。

- 3 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知しなければならない。
- 5 建築基準法第18条第3項及び第12項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 6 市町村長が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
- 7 市町村長は、第5項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
- 8 建築基準法第12条第7項及び第8項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第5項において準用する同法第18条第3項及び第12項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
- 9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第75条第1項又は第75条の2第1項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第75条第2項から第4項まで又は第75条の2第2項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1640

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	集約都市開発事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	<p>法第11条の規定による。 (集約都市開発事業計画の変更)</p> <p>第11条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1641

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成24年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第13条 認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第9条第2項第1号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第10条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1644

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	特定緑地管理機構の指定		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第46条第1項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】	<p>法第46条の規定による。 (特定緑地管理機構に係る指定等)</p> <p>第46条 低炭素まちづくり計画に第7条第3項第4号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該低炭素まちづくり計画を作成した市町村の長は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であって、都市緑地法第69条各号に掲げる業務(同条第1号に掲げる業務にあつては、当該市町村の区域内におけるものに限る。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定された特定緑地管理機構については、都市緑地法第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構とみなして、この法律及び都市緑地法の規定を適用する。この場合において、第38条第4項中「都道府県知事」とあるのは「第46条第1項の市町村(以下「特定市町村」という。)の長」と、第39条から第41条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第24条第5項中「都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第46条第1項の市町村(以下「特定市町村」という。)の長」と、同法第25条から第27条まで、第68条第2項から第4項まで、第71条及び第72条中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同法第27条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第77条第3号中「第71条の規定による都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第2項の規定により読み替えて適用する第71条の規定による特定市町村の長」とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1645

担当部署: 下水道課 整備係

処分の概要	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第47条第1項及び第3項
法令番号	平成24年法律第84号

【基準】

法第47条の規定による。

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

第47条 低炭素まちづくり計画に記載された第7条第3項第5号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第7条第3項第5号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第7項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

- 2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- 3 第1項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 下水道法第33条の規定は、第1項又は前項の許可について準用する。
- 5 許可事業者は、第1項又は第3項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第7条第3項第5号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。
- 6 許可事業者については、下水道法第38条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。)第7条第4項第1号に規定する公共下水道管理者等(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)」と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項若しくは第3項の許可」と、同項第1号中「この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第47条第3項又は第5項」と、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項又は第3項の許可」と、同項から同条第4項まで及び同条第6項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第3項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第2項第1号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項に規定する公共下水道等(次号及び第3号において「公共下水道等」という。)」と、同項第2号及び第3号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

7 許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第24条又は第25条の9の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1651

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	河川協力団体の指定		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の8第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第58条の8第1項及び省令第33条の8の規定による。 (河川協力団体の指定)</p> <p>第58条の8 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。</p> <p>(河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)</p> <p>第33条の8 法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1653

担当部署: 総務課 消防安全係

処分の概要	罹災証明書の交付		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【基準】	<p>法第90条の2の規定による。 (罹災証明書の交付)</p> <p>第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3001

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	墓地(区域の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)の経営の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条第1項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】	法第10条第1項の規定による。 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	墓地区域の変更(変更する区域の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)及び墓地の廃止の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条第2項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第2項の規定による。</p> <p>第10条</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3004

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3006

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
<p>【基準】</p> <p>法第28条の4第3項第6号の規定による。 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)</p> <p>第28条の4</p> <p>3 第1項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。</p> <p>(6) 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された1団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3007

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第31条の2第2項第11号ニ(現行第15号ニ)		
法令番号	昭和32年法律第26号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条の2第2項第11号ニ(現行第15号ニ)の規定による。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)</p> <p>第31条の2</p> <p>2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。</p> <p>(15) 1団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第5項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第5項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該1団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第9号まで又は前3号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p> <p>イ 1団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。</p> <p>ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。</p> <p>ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。</p> <p>ニ 当該1団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第62条の3第4項第11号ニ(現行第15号ニ)		
法令番号	昭和32年法律第26号		
<p>【基準】</p> <p>法第62条の3第4項第11号ニ(現行第15号ニ)の規定による。 (土地の譲渡等がある場合の特別税率)</p> <p>第62条の3</p> <p>4 第1項の規定は、法人が、平成4年1月1日から平成25年12月31日までの間に、その有する土地等(棚卸資産に該当するものを除く。以下第8項まで及び第10項において同じ。)の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。</p> <p>(15) 1団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第7項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第7項において同じ。)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該1団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(第6号から第9号まで又は前3号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p> <p>イ 1団の住宅にあつては、その建設される住宅の戸数が25戸以上のものであること。</p> <p>ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が1000平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。</p> <p>ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。</p> <p>ニ 当該1団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1000平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3009

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第63条第3項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第3項第6号の規定による。 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)</p> <p>第63条</p> <p>3 第1項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。</p> <p>(6) 法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された1団の宅地(その面積が1000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3011

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	建築の許可
法令名 根拠条項	都市計画法 第53条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第53条から第55条までの規定による。

(建築の許可)

第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 政令で定める軽易な行為
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - (4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
 - (5) 第12条の11に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- (2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- (3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(許可の基準の特例等)

第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定

にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により
 買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項
 の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び
 第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の
 規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定め
 ることができる。
- 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出
 に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57
 条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところによ
 り、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3015

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第65条第1項の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3018

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣(規則で定めるものに限る。)の捕獲等及び鳥類の卵(規則で定めるものに限る。)の採取等並びに省令第5条第2号の目的で行う鳥獣の捕獲等の許可及び許可証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項及び第7項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱」による。 「与謝野町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」による。 「与謝野町有害鳥獣捕獲許可に係る審査基準」による。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3019

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	従事者証の交付(当該許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第9条第8項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱」による。 「与謝野町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」による。 「与謝野町有害鳥獣捕獲許可に係る審査基準」による</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3020

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付(当該許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第9条第9項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3023

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	飼養の登録及び登録票の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第1項及び第3項の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱」による。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3024

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	有効期間の更新		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第5項の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3025

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	登録票の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第6項の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3027

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	販売の許可及び販売許可証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項及び第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第24条第1項及び第5項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の許可をする場合において、販売禁止鳥獣等の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3028

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	販売許可証の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第24条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第6項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3031

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	中高層の耐火建築物に関する認定(認定に係る土地又は建物等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法施行令 第20条の2第6項		
法令番号	昭和32年政令第43号		
<p>【基準】</p> <p>政令第20条の2第6項の規定による。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)</p> <p>第20条の2</p> <p>6 法第31条の2第2項第6号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3032

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	中高層の耐火建築物に関する認定(認定に係る土地又は建物等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法令名 根拠条項	租税特別措置法施行令 第25条の4第2項
法令番号	昭和32年政令第43号
<p>【基準】</p> <p>政令第25条の4第2項の規定による。</p> <p>(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)</p> <p>第25条の4 法第37条の5第1項(同条第2項において準用する法第37条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する政令で定める部分は、譲渡(法第37条の5第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する譲渡資産(以下この条において「譲渡資産」という。)のうち、当該譲渡による収入金額(当該譲渡の日の属する年中に2以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額)から同項に規定する買換資産(以下この条において「買換資産」という。)の取得価額(当該譲渡の日の属する年中に2以上の買換資産の同項に規定する取得が行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額)を控除した金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。</p> <p>2 法第37条の5第1項の表の第1号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第2条第16号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特別措置法第25条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第67条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第16項及び第17項において同じ。)が認定をしたものとする。</p> <p>(1) その事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)の面積が1000平方メートル以上であること。</p> <p>(2) その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地が確保されていること。</p> <p>イ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区 同条第2項第1号に規定する地区施設又は同条第5項第1号に規定する施設</p> <p>ロ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設</p> <p>ハ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設)</p>	

(3) その事業の施行地区内の土地の利用の共同化に寄与するものとして財務省令で定める要件			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3033

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	中高層の耐火建築物に関する認定(認定に係る土地又は建物等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法施行令 第25条の4第16項		
法令番号	昭和32年政令第43号		
<p>【基準】</p> <p>政令第25条の4第16項の規定による。 (既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)</p> <p>第25条の4</p> <p>16 法第37条の5第5項に規定する政令で定める場合は、同条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第2項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3034

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	中高層の耐火建築物に関する認定(認定に係る土地又は建物等の敷地が2以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)		
法令名 根拠条項	租税特別措置法施行令 第39条の7第13項		
法令番号	昭和32年政令第43号		
<p>【基準】</p> <p>政令第39条の7第13項の規定による。 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)</p> <p>第39条の7</p> <p>13 法第65条の7第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合において、同条第3項の届出には、当該法人(当該法人が連結子法人であつた場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人)により行われた法第68条の7第3項の規定による届出を含むものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5020

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	障害物の伐除の許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第61条第1項及び第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第61条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第61条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。))となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第2項及び第142条第3号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年8月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5116

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	障害物の伐除の許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第21条第1項及び第3項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
【基準】	<p>法第21条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第21条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日